

4-3-3. 市有地の有効活用

No.	管理コード	対策(どうする)	20年度までの状況	あるべき姿	課題 (乖離の原因)	具体的な取り組み	所管部課 (だれが)	目標値(数値化できるもののみ)			開始 年度	目標 年度	スケジュール(年度)(いつまでに)							達成度 (20年度末)				
								開始	現在 (H21.4.1)	最終			19	20	21	22	23	24	25		26			
1	【4331-1】	市有地の台帳整備	・合併時に市有地の台帳が異なっていたため、システム導入により統一を図っているがデータの精度が悪い。	・正確な土地情報の把握による利活用計画の策定資料とすることができる。	・合併により面積が広くなり、市有地は、全部で約54,000筆。またデータの精度が低い。	システム導入と土地情報を入力し、市有地台帳を作成する。	総務部 契約管財課	-	-	-	20	23	⇒	⇒	⇒	⇒							50%	
2	【4332-1】	市有地の利活用を検討する市有財産活用検討委員会の設置	・全庁的に市有地の利活用について検討する専門組織がない。	・市有財産である土地及び借地の必要性について総合的な判断ができる。	・市有地の利活用について全庁的に検討する専門組織がない。	市有財産活用検討委員会を設置し、財産処分の検討をする。 (完了)	総務部 契約管財課	-	-	-	20	20	⇒											100%
3	【4333-1】	市有地の利活用や処分に関する基本方針の策定	・市有地の利活用について検討する基本方針が定められていない。	・将来の市有地の利活用や処分に関する基本方針ができていない。	・市有地の利活用について基本方針が定められていない。	市有地利活用や処分について基本方針を策定する。	総務部 契約管財課	-	-	-	21	21		⇒										-
4	【4334-1】	利用見込みのない土地の売却計画の策定(再掲)	・台帳未整備により売却可能地の把握ができていないため、計画がない。	・利用見込みのない土地を売却する計画ができていない。	・利用見込みのない土地を売却する計画がない。	利用見込みのない土地を把握し、売却する計画を策定する。	総務部 契約管財課	-	-	-	21	22		⇒	⇒									-
5	【4335-1】	公共施設用地の借地料の見直し	・旧市町村及び担当部署における算定基準が異なり、借地料に大きな格差が生じている。 ・H20年度に借地の調査を完了した。 借地438件(402,663㎡) H20年度決算額約63,400千円。	・市内どの地域においても一定の基準により、適正な借地料になっている。	・試算した借地料との差が2倍を超えるものが非常に多い。	総合事務所及び各担当部署で計画的に交渉していく。	総務部 契約管財課	試算した借地料との格差が2倍以上の借地166件	試算した借地料との格差が2倍以上の借地166件	試算した借地料との格差が2倍以上の借地95件	20	25	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒					-	